

令和7年6月2日

福島刑務所長が拘禁刑について 福島大学「刑事裁判法Ⅰ」の授業で講演

6月3日（火）の「刑事裁判法Ⅰ」（担当教員：行政政策学類・高橋有紀）の授業において、福島刑務所・高野洋一所長をお招きし「拘禁刑の施行と刑事施設」についてご講演いただきます。

約110年ぶりの刑法改正により、6月1日より「拘禁刑」が施行される中、福島刑務所及び全国の矯正施設がどのように変わるのか、現場の最前線にいる刑務所長から学生が話を聞く貴重な機会となります。ぜひ当日の様子をご取材いただきますようお願いいたします。

記

日時：2025年6月3日（火）2限（10時20分～11時50分）

場所：福島大学共通講義棟L-1教室

聴講者：「刑事裁判法Ⅰ」履修学生70名程度

すでに各所で報道等されている通り、6月1日より改正刑法の下で「拘禁刑」が施行され、これまでの懲役・禁錮受刑者の処遇を前提とした刑務所のあり方が大きく変わろうとしています。「刑事裁判法Ⅰ」の授業では、刑事訴訟法を中心とした刑事司法に関する各種の法、制度を学習しており、その一環として、「拘禁刑」の施行により、福島刑務所や全国の矯正施設がどのように変わるのか、またその意義や課題について、福島刑務所長よりご講演いただきます。

福島刑務所と本学地域未来デザインセンターは、2023年に包括連携協定を締結しており、この度の講演は、同協定に基づく取り組みの一環として実施します。刑事司法にかかわる進路を志す履修者も多い「刑事裁判法Ⅰ」の授業において、最新の法改正について、刑務所長から直接に講義を受けることで、学生が、刑事法の条文や制度と現実の刑務所行政との関係について学びを深めるきっかけになればと考えています。

※本講演は一般公開を予定しておりません。学外者に来場を呼びかける報道はご遠慮いただきますようお願いいたします。

（お問い合わせ先）

行政政策学類・准教授 高橋 有紀

電話：090-5033-9296

メール：y-takahashi@ads.fukushima-u.ac.jp